

(別添1)

事業評価の結果（共通項目）居宅介護支援

福祉サービス種別
：居宅介護支援
事業所名（施設名）
：ローマンうえだ福祉相談
センターひだまり

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、
aに向けた取組みの余地がある状態
「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)	
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念・基本方針が明文化され周知が図られている。	a)	■	1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（福祉施設・事業所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○豊かで安心して暮らせる地域福祉の拠点としての機能を発揮する旨の法人の理念をうけ地域の中で利用者の思いや生活を大切に安心して暮らせる施設づくりの方向が示された理念がつくられている。ローマンうえだ内、ホームページ、パンフレット、広報誌に記載されている。 ○職員は法人のキャリア別研修会、ローマンうえだの全体学習会、新人研修会で周知を図り、個々の名札の裏にも理念が書かれており確認できる。 ○利用者、家族へは初回訪問の際に伝えている。
					■	2 理念は、法人（福祉施設・事業所）が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人（福祉施設・事業所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。	
					■	3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。	
					■	4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	
					■	5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や家族への周知が図られている。	
					■	6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)				
	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a)	■	7	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○各種研修会や法人の会議に参加し、地域包括ケアシステム、法人の地域貢献等々の国の方針を把握し、上田市の福祉計画の状況を確認し分析している。また施設を支援してくれている「安心の会」の会員から地域ニーズの把握に努めている。 ○介護支援専門員の業務で地域を回り地域の状況や課題を把握し、毎月の職場代表者会議で報告、分析している。		
					■	8	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。			
					■	9	利用者数・利用者像等、福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（福祉施設・事業所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。			
					■	10	定期的に福祉サービスのコスト分析や福祉サービス利用者の推移、利用率等の分析を行っている。			
					■	11	経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。		○各事業所各部署からの現状報告を受け運営会議で検討し職場代表者会議で説明し、職場会議、棟会議で職員に周知を図っている。具体的に上田市の介護保険計画の中で「小規模多機能型居宅介護支援上野の家サテライト」が平成30年4月に開設する。	
					■	12	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。			
					■	13	経営環境や改善すべき課題について、職員に周知している。			
					■	14	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。			
			3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a)	■	15	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○法人の中期3か年計画に則り、JAグループの連携強化をあげている。地域貢献、組織強化による地域の社会福祉活動や家庭介護の拠点として安心して暮らせる施設づくりのための介護福祉事業の展開を進める計画がある。 ○ローマンうえだとしては計画的な施設整備や地域の関係者と協力して農協豊里店で介護予防や総合事業、地域支え合い活動を展開し地域包括ケアシステムを構築していく具体的な計画がある。
							■	16	中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。	
■	17						中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。			
■	18						中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a)	<p>■ 19 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。</p> <p>■ 20 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。</p> <p>■ 21 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。</p> <p>■ 22 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。</p>	○法人の事業計画には中・長期計画に基づく事業方針があり事業計画は各施設の地域特性に配慮した事業運営を求めている。施設の事業計画は法人の事業方針に沿って、地域のニーズを踏まえた施設の特徴を生かした独自の具体的な計画になっている。
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a)	<p>■ 23 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p>■ 24 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p>■ 25 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。</p> <p>■ 26 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p> <p>■ 27 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等）されており、理解を促すための取組を行っている。</p>	○ローマンうえだ単年度の事業計画は中・長期計画や各事業所で行われる年度末の評価、見直しを踏まえて立てられる。法人の事業計画は、施設長、事務長会議から各施設に周知され施設では職場代表者会議で報告され各事業所、棟会議で周知される。
			② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a)	<p>■ 28 事業計画の主な内容が、利用者や家族等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 29 事業計画の主な内容を利用者会や家族会等で説明している。</p> <p>■ 30 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>■ 31 事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	○利用者宅を訪問した時説明している。「わかって、伝えようとする態度と気持ちを表すように工夫している。そばに寄り添い、手を握る、肩に手を当てるなどして顔を見ながら話すようにしている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)		
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a)	■ 32	組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組を実施している。	○定期的に第三者評価を受審しその結果を分析、評価し、職場代表者会議を通して各事業所の職員に周知される。各事業所での検討を加えPDCAのサイクルに基づく福祉サービスの質の向上が継続的に実施されている。 ○利用者、家族にアンケートを行い分析した結果を質の向上に繋げている。利用者、家族へは結果をフィードバックしている。 ○職員教育シートにより年1回自己評価し課題解決を目標にサービスの質の向上に努めている。	
					■ 33	福祉サービスの内容について組織的に評価（C:Check）を行う体制が整備されている。		
					■ 34	定められた評価基準に基づいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的を受審している。		
					■ 35	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。		
				a)	■ 36	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。		○評価結果は職場代表者会議で分析され結果、課題を文書化し事業所の職員と共有している。人材不足からくる課題などは施設長会を通して法人にあげている。
				■ 37	職員間で課題の共有化が図られている。			
				■ 38	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。			
				■ 39	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。			
			■ 40	改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。				
			■					
	(2) 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)	
Ⅱ 組織の 運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a)	■ 41	管理者は、自らの福祉施設・事業所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○法人の「職制規程」に施設長としての職務権限があり施設の経営・管理に関する権限が明示されており実行している。広報誌「ローマン通信」には発行責任者として明記している。 ○非常災害時には総指揮者となり、本部を立ち上げた際には本部長となることが明記されている。
					■ 42	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	
					■ 43	管理者は、自らの役割と責任を含む職掌分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					■ 44	平常時のみならず、有事（災害・事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a)	■ 45	管理者は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○施設長は法人の法令遵守マニュアルに則り研修している。福祉事業所としての行動規範となる法令は施設の運営基準、運転に関すること、消防法、労働者保護の法律などで、福祉従事者として行動規範となる法令は虐待防止法、拘束の禁止、マニュアルの整備等があげられる。 ○職員には4月の全体学習会で周知され特に福祉従事者としての法令遵守に力を入れて指導している。
				■ 46	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
				■ 47	管理者は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
				■ 48	管理者は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)	
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a)	■ 49 管理者は、実施する福祉サービスの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○定期的に第三者評価を受審し組織的に継続的に評価分析している。利用者アンケートも行い分析し、訪問時に説明し結果を報告している。 ○理念、基本方針の実現に向けて職員教育シートにより施設長自ら面接し、職員の意向、要望を聴取している。職場代表者会議で各事業所の意見、要望を確認して運営委員会で教育、研修の方向性に繋げている。	
■ 50 管理者は、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。							
■ 51 管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。							
■ 52 管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。							
■ 53 管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。							
				② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a)	■ 54 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○職場代表者会で月に1回サービス利用者の利用率を分析し経営改善を検討している。 ○職員との面接、職場代表者会議で得た人事的、労務、財務に関する情報は運営会議で分析を行い、人員配置、職員の働き易さ等施設で解決できることは取り組んでいる。時間外の研修を少なくした等、改善に努めている。
■ 55 管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。							
■ 56 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。							
■ 57 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)	
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a)	■ 58	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○法人の事業方針に地域に信頼される施設づくりのために「職員の意識改革、教育研修による人材育成」と明示し、学校法人佐久学園との総合連携協定に基づき、学生の育成と人材確保を計画的に進めている。 ○施設長は適正な人員配置を日常的に管理し、法人に報告している。法人では、ハローワーク、マイナビに登録し、職場説明会に参加し人材確保に努めている。 ○施設職員に対し介護支援専門員の資格取得に向けてアドバイスし人材育成、人材確保に協力している。
					■ 59	福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	
					■ 60	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	
					■ 61	法人（福祉施設・事業所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。	
				a)	■ 62	法人（福祉施設・事業所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	
				■ 63	人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。		
				■ 64	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。		
				■ 65	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。		
				■ 66	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。		
				■ 67	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。		
		② 総合的な人事管理が行われている。				○法人の行動目標に、法人の理念に基づく「期待される職員像」に当たる記載があり、職員教育シートには初級から経営職まで階層別に「求められる人材像」が明記されている。職員教育シートで自身の目標、課題を整理し上司、施設長の面接を受ける。半年ごとに評価を受け、能力開発として資格取得についても記述されている。 ○キャリアパス任用要件表により人事管理が行われ昇進、昇格、の基準として必要となるスキルの水準、スキルの獲得ための研修などが明確にされている。昇任、昇格の基準が明確になっているので職員は自分の将来を描ける。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a)	<p>■ 68 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>■ 69 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>■ 70 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>■ 71 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>■ 72 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>■ 73 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>■ 74 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>■ 75 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>○毎月、事業所ごとに職員の有給休暇、時間外労働とう、就業状況を確認し職場代表者会で施設全体を把握している。毎月保健師が中心になって行われる安全衛生委員会で職員の心身の状況など確かめ、面談や相談がし易いように心がけている。ストレスチェックなどで必要に応じて産業医に繋げる仕組みがある。</p> <p>○ローマンうえだの互助会「くるみ会」があり旅行や交流会の補助を労働環境のアンケートをして職員間での交流を図っている。</p> <p>○休暇取得を容易にし、短時間労働の導入、時間外労働の削減、希望を入れた勤務表などでワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a)	<p>■ 76 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>■ 77 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>■ 78 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>■ 79 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>○ローマンうえだで定める教育シートには「期待する職員像」が示され、目標管理の仕組みがあり半年に1回の個別面談が管理者と行い進捗状況・目標達成の確認を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a)	<p>■ 81 組織が目指す福祉サービスを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。</p> <p>■ 82 現在実施している福祉サービスの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。</p> <p>■ 83 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。</p> <p>■ 84 定期的に計画の評価と見直しを行っている。</p> <p>■ 85 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。</p>	<p>○居宅介護支援事業所として必要な専門知識や資格取得のため、教育シートに研修参加を明示し計画に基づき、研修参加を行っている。</p> <p>○法人としての職員の質の向上には、法人が開催する研修参加、居宅介護支援事業所として質の向上のためには内部研修を行う等、日々質の高い施設を目指している。更に介護支援専門員協会や自治体からの研修にも積極的に参加している。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a)	<p>■ 86 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。</p> <p>■ 87 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。</p> <p>■ 88 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。</p> <p>■ 89 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。</p> <p>■ 90 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。</p>	<p>○施設内でキャリア別研修、外部研修などに積極的に参加し情報提供を施設内で行っている。</p> <p>○居宅介護支援事業所として、介護支援専門員の資格は必須であるが、福祉サービスの複雑化・支援困難化に等により基本資格（保健師・社会福祉士・介護福祉士）の専門性を活かした事業所内で学ぶ機会がある。更に運営基準に即し毎月1回ケースをチェックし合う機会を設け介護支援専門員の質の向上に努めている。</p> <p>○新人職員は同行訪問し、一連の流れができるまで指導に当たっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b)	<p>■ 91 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 92 実習生等の福祉サービスの専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>■ 93 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>■ 94 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>■ 95 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>○実習受け入れは、法人に実習受け入れマニュアルが整備され、実習生の研修・育成の受け入れ姿勢など明文化されている。更に「居宅介護支援事業所実習受け入れ」には学ぶべき目的・目標・実習注意事項が記載されている。</p> <p>○現在、社会福祉士学生受け入れは行っており、今後、介護支援専門員育成のため育成担当者の資格取得をし、介護支援専門員実務研修の受け入れも予定され、さらなる事業所のレベルアップに期待したい。</p>
	3 運 営 の 透 明 性 の 確 保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a)	<p>■ 96 ホームページ等の活用により、法人、福祉施設・事業所の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 97 福祉施設・事業所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 98 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 99 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（福祉施設・事業所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 100 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>○社会福祉法人制度改革により経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性、財務規律の強化に努めている。ホームページの活用によりローマンうえだ全体の基本方針・事業計画や事業所としての取り組みなどが公開されている。また、地域に発信する広報誌を利用し施設や事業方針、活動内容も写真入りで発信している。</p> <p>○第三者評価受審し結果は、ホームページで公開し苦情や相談内容は改善策を含めローマンうえだ内で公表している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a)	<p>■ 101 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 102 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 103 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>■ 104 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>■ 105 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>■ 106 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	<p>○JA長野会の規定に沿い、事務、経理、取引等が行われ、職員の職務分掌と権限が法人の規定に示されている。必要に応じ社会保険労務士に相談し助言を受けている。</p> <p>○長野会による内部監査が定期的に行われ、外部監査は今年度から行われた。法人として平成30年から取り入れる仕組みがある。</p>
	4 地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a)	<p>■ 107 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 108 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。</p> <p>■ 109 利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 110 福祉施設・事業所や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。</p> <p>■ 111 利用者の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	<p>○地域の関わりは、法人の基本方針に沿い「安心して暮らせる地域社会づくりに貢献する」と明記されている。法人全体で取り組み、居宅介護支援事業所として、地域ニーズの把握・生活環境に応じた継続したサービス提供ができるよう（安心の会の交流、地域の敬老会の参加）積極的に関わり、サロンやボランティア、自費ヘルパー等社会資源の活用に努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。		<p>112 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>113 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</p> <p>114 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</p> <p>115 ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</p> <p>116 学校教育への協力を行っている。</p>	ローマンうえだ全体としての取り組みはあるが事業所として非該当。
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a)	<p>■ 117 当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</p> <p>■ 118 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</p> <p>■ 119 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</p> <p>■ 120 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</p> <p>■ 121 地域に適切な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</p>	<p>○社会資源は項目ごとに分類しリスト化している。</p> <p>○地域ケア会議(年3回程度)、上田市居宅介護支援事業所連絡会(年3-4回)に参加し、地域の問題解決に向け取り組んでいる。</p> <p>○安心の地域づくりセミナーの参加も行い、共に地域で最後まで暮らす取り組みも行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	a)	<p>■ 122 福祉施設・事業所のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。</p> <p>■ 123 福祉施設・事業所の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</p> <p>■ 124 福祉施設・事業所の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</p> <p>■ 125 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</p> <p>■ 126 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</p>	<p>○地域との関わりを深めるため、ローマンうえだとともに夏祭り、敬老会など地域の交流の場に出席し、夏まつりの時には介護相談を行っている。介護申請や地域包括支援センター等必要な情報提供を行っている。</p> <p>○安心の会セミナー、介護予防教室、老人会、自治会サロン等必要な支援を地域へ発信している。</p> <p>○併設したローマンうえだは福祉避難所となっており、地域の要援護者を受け入れる体制や備蓄が整っている。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a)	<p>■ 127 福祉施設・事業所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 128 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 129 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</p> <p>■ 130 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</p> <p>■ 131 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>■ 132 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>○地域の福祉ニーズ把握は、安心の会の方との交流、研修会や日常的な相談などから把握できている。また、民生委員と介護支援専門員の合同会議があり出席し具体的なニーズ把握の機会がある。</p> <p>○安心の地域づくりセミナーや地域サロン、認知症サポーター養成講座などの開催をローマンうえだ全体として、地域貢献活動に努めている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a)	■ 133 理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○事業所の基本方針に「利用者の思いを尊重し、可能な限りその居宅において安心して自立した生活が営まれるよう支援する」とあり、職員は利用者一人ひとりの思いや希望が生活の中で大切にされるよう努めている。標準的な実施方法「ケアマネジメントにおける倫理」に反映されている。 ○基本的人権・権利擁護の外部・事業所研修会に参加し、利用者の尊厳や基本的人権について振り返る機会を図っている。
					■ 134 利用者を尊重した福祉サービスの提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	
					■ 135 利用者を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々の福祉サービスの標準的な実施方法等に反映されている。	
					■ 136 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	
					■ 137 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。	
			② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a)	■ 138 利用者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○利用者のプライバシー保護について「個人情報保護に対する基本方針」が整備されている。虐待防止マニュアルが整備され、法人の行動基準に定めている。 ○虐待防止に関する研修会等に参加している。介護支援専門員として、虐待を発見した時の通報義務や対応について研修して意識を高めている。 ○利用者や家族にプライバシー保護と権利擁護に関する取組みについて契約書の中に基本方針が明示され、丁寧に説明をして周知されている。 ○不適切な事案の発生した場合の苦情解決窓口、受付、手順、公表に関して明示され説明をしている。
					■ 139 利用者の虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	
					■ 140 利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。	
					■ 141 一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。	
					■ 142 利用者や家族にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。	
					■ 143 規程・マニュアル等にもとづいた福祉サービスが実施されている。	
					■ 144 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。	

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a)	<p>■ 145 理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</p> <p>■ 146 組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</p> <p>■ 147 福祉施設・事業所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</p> <p>■ 148 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。</p> <p>■ 149 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</p>	<p>○基本理念や基本方針、実施する福祉サービス内容、事業所の特性等紹介した資料を関係機関、地域包括支援センター、市役所に渡している。</p> <p>○パンフレットやホームページ、県介護情報公表システムに登録をしている。誰にでも分かりやすいよう写真入りの新しいパンフレットを工夫して作成中である。</p> <p>○パンフレットを利用し、介護保険制度やサービスの特徴について説明している。</p> <p>○見学や利用者体験ができるよう、事業所と連携している。利用体験前に事前に報提供をしている。</p> <p>○利用者の状態をモニタリングして、見直しを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a)	<p>■ 150 サービス開始・変更時の福祉サービスの内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。</p> <p>■ 151 サービス開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。</p> <p>■ 152 説明にあたっては、利用者や家族等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。</p> <p>■ 153 サービス開始・変更時には、利用者や家族等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。</p> <p>■ 154 意思決定が困難な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。</p>	<p>○本人の意向の確認をしてサービス計画をしている。本人の自己決定を尊重している。</p> <p>○サービス事業所に特徴や、受入れ状況を確認し、パンフレットやホームページを印刷した物を用いて説明している。</p> <p>○利用者・家族が出席してのサービス担当者会議を開催してサービスの開始・変更時には説明して同意を得て同意書を残している。</p> <p>○意思決定が困難な利用者にはセンター方式により本人の言葉や表情、様子をアセスメントして本人の意向を検討するなどのルール化を図っている。</p>
			③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行 等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a)	<p>■ 155 福祉サービスの内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。</p> <p>■ 156 他の福祉施設・事業所や地域・家庭への移行にあたり、福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。</p> <p>■ 157 福祉サービスの利用が終了した後も、組織として利用者や家族等が相談できるように担当者や窓口を設置している。</p> <p>■ 158 福祉サービスの利用が終了した時に、利用者や家族等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。</p>	<p>○他事業所の移行にあたり、サービスの継続性に配慮した「他事業所への移行・サービス終了に伴う援助」に定めている。他事業者が連携してできるよう情報収集、発信を図っている。</p> <p>○入院時には地域の共通様式「利用者情報提供書」を作成して情報提供を3日以内に行って、適宜担当者会議を開いている。退院時はカンファレンスを行い在宅生活に移行できるよう多職種で連携を図っている。</p> <p>○サービス終了後も相談窓口、相談方法を伝えている。入院、入所中の利用者、家族からの相談を受けることが多い。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(3) 利用者満足の上昇に努めている。	① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a)	<p>■ 159 利用者満足に関する調査が定期的に行われている。</p> <p>■ 160 利用者への個別の相談面接や聴取、利用者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。</p> <p>■ 161 職員等が、利用者満足を把握する目的で、利用者会や家族会等に出席している。</p> <p>■ 162 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。</p> <p>■ 163 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。</p>	<p>○毎年1回利用者アンケートを行い、集計結果を分析・評価して改善に向けての文書を利用者、家族に説明して渡している。</p> <p>○月1回以上の訪問や面談して意向・要望等把握している。利用者からの声を直接聞くようにしている。本人の前で話し難いなどの相談は、時間を作り話を聴く機会を作る取組みをしている。</p>
		(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a)	<p>■ 164 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</p> <p>■ 165 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。</p> <p>■ 166 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、利用者や家族が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</p> <p>■ 167 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</p> <p>■ 168 苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者や家族等に必ずフィードバックしている。</p> <p>■ 169 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者や家族等に配慮したうえで、公表している。</p> <p>■ 170 苦情相談内容にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>○苦情受付担当者は管理者、苦情受付責任者は施設長に定め、第三者委員を設置し、苦情解決の対応をしている。</p> <p>○利用者や家族が苦情を申し出やすいようアンケートの実施、事業所に意見箱の設置をしている。</p> <p>○苦情内容についての受付、解決を図った記録があり文書管理規定により保存している。</p> <p>○苦情内容に関する検討内容、対応策は関係する利用者や家族に訪問して文書を説明し、公表に関しては配慮が図られ第三者委員会で行っている。</p> <p>○苦情相談内容にもとづき、居宅会議、苦情第三者委員会、職場代表者会議で検討してサービスの質の向上に向けた取組みをしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a)	<p>■ 171 利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</p> <p>■ 172 利用者や家族等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</p> <p>■ 173 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</p>	<p>○重要事項説明書に複数の相談方法、相談相手を自由に選べる内容が明示され、利用者や家族に説明をしている。連絡先などは配布している。</p> <p>○利用者や家族が事業所に来所時には相談室で相談をしている。</p>
			③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a)	<p>■ 174 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</p> <p>■ 175 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</p> <p>■ 176 職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>■ 177 意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p>■ 178 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>■ 179 意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。</p>	<p>○相談や意見を受け付けた際の「苦情受付の手順・対応」「介護サービス提供に伴う苦情処理対応」「御意見、要望、苦情等に関するお応え」の各種マニュアルを整備している。見直しは、年度はじめに定期的に行っている。</p> <p>○職員は相談援助の研修を受けて相談技術のスキルを高め、利用者からの意見の表出が出来るよう傾聴に努めている。</p> <p>○把握した相談意見につて検討して、説明に訪問するなど迅速な対応を図っている。緊急を要する相談を受けた時に担当者が不在の場合は、担当者に確認をとり他の介護支援専門員が対応している。</p> <p>○意見・要望等にもとづき、サービスの向上に活かしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a)	<p>■ 180 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</p> <p>■ 181 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</p> <p>■ 182 利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</p> <p>■ 183 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</p> <p>■ 184 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</p> <p>■ 185 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</p>	<p>○ローマンうえだのリスクマネジメント委員会が設置され毎月、事例の収集、発生要因の分析、改善策・再発防止を検討し実行する体制が整備され安心・安全な福祉サービスを提供するための取組みがされている。</p> <p>○緊急・事故発生時の対応と安全確保について、体調異変時、行方不明等の手順をマニュアル化して整備している。認知症見守りネットワークに登録して支援している。家族等にGPSの紹介をしている。</p> <p>○毎月の訪問の中で、様々なリスクについてモニタリングしている。サービス事業所からヒヤリハットの報告を受けるようにしている。</p> <p>○ヒヤリハットについて、カンファレンスで対策を検討している。</p> <p>○事故防止対策の安全確保の実施状況、実効性について居宅会議、職場代表者会議で定期的に評価・見直しを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a)	<p>■ 186 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。</p> <p>■ 187 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。</p> <p>■ 188 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。</p> <p>■ 189 感染症の予防策が適切に講じられている。</p> <p>■ 190 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。</p> <p>■ 191 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。</p>	<p>○感染症対策について管理体制を明確にしている。感染対策マニュアルが整備され、感染症の予防方法や安全確保について看護師、管理栄養士が主体となり定期的に学習会を行い職員に周知を図っている。マニュアルの見直しは毎年行っている。</p> <p>○感染症の予防策として、感染症の発生時には手洗いの徹底、必要に応じてマスクや手袋の着用をしている。</p> <p>○感染症等により利用者が通所介護事業所、入所施設が利用できない状況となった場合は訪問看護、訪問介護などの代替サービスが提供できる取組みを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a)	<p>■ 192 災害時の対応体制が決められている。</p> <p>■ 193 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。</p> <p>■ 194 利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。</p> <p>■ 195 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。</p> <p>■ 196 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。</p>	<p>○利用者の命を守り安全・安心な生活を確保し継続できるように介護支援事業所として災害対応についてマニュアルを整備している。</p> <p>○地域のハザードマップを確認して浸水や土石流の危険地域を把握している。</p> <p>○緊急時の利用者及び職員の安否確認ができるよう介護認定申請の都度見直し、緊急時の連絡先や住宅地図などの最新の情報が把握できるようケースファイルの見開きに綴じている。</p> <p>○事業所が行う年2回の災害時における訓練に参加している。利用者が通所事業所、短期入所利用中の場合は参加している。</p>
	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a)	<p>■ 197 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</p> <p>■ 198 標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</p> <p>■ 199 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p>■ 200 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</p>	<p>○行動基準、法令遵守マニュアルを含めた標準的な実施方法「居宅介護支援事業所の概要とケアマネジメントのプロセス」に文書化されている。</p> <p>○法令遵守の学習会、「居宅介護支援事業所の概要とケアマネジメントのプロセス」にもとづいて検討し周知している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a)	<p>■ 201 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</p> <p>■ 202 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。</p> <p>■ 203 検証・見直しにあたり、個別的な福祉サービス実施計画の内容が必要に応じて反映されている。</p> <p>■ 204 検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</p>	<p>○「居宅介護支援事業所の概要とケアマネジメントのプロセス」にもとづいて利用者の意向、状態をモニタリングして計画の立案、評価、見直しを行いサービス担当者会議の出席者からの意見、居宅会議等で職員の意見を聴くなどして検証をしてサービスの向上に繋げている。</p> <p>○標準的な実地方法は、年1回、必要に応じて随時見直しをしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
		(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a)	<p>■ 205 福祉サービス実施計画策定の責任者を設置している。</p> <p>■ 206 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</p> <p>■ 207 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</p> <p>■ 208 福祉サービス実施計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。</p> <p>■ 209 福祉サービス実施計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</p> <p>■ 210 福祉サービス実施計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。</p> <p>■ 211 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な福祉サービスの提供が行われている。</p>	<p>○居宅介護サービス計画策定の責任者を設置し、業務分掌が整備されている。</p> <p>○アセスメントシートと課題整理総括表を利用し、ニーズの把握を行っている。</p> <p>○事前にサービス提供事業所に課題整理総括表を配布して、サービス担当者会議において課題の把握やサービスの根拠について整理している。居宅介護サービス計画に把握された利用者のニーズが明示されている。サービス担当者会議にて関係者の合議、利用者の意向の同意をする手順を定めて実施している。</p> <p>○毎月、居宅に訪問してモニタリングの実施、利用している通所介護事業所、短期入所事業所先を訪問してモニタリングも行っている。利用中の介護保険事業所の計画書や報告書の確認を行っている。</p> <p>○支援困難ケースについて、事例検討会や居宅会議で検討をして適切な介護サービスの提供に努めている。居宅介護サービス計画書の評価・見直しは運営基準に添い行われている。計画変更時には本人や家族、サービス提供事業所、関係者が集まり計画の検討をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a)	<p>■ 212 福祉サービス実施計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、利用者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</p> <p>■ 213 見直しによって変更した福祉サービス実施計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</p> <p>■ 214 福祉サービス実施計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</p> <p>■ 215 福祉サービス実施計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に提供できていない内容（ニーズ）等、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされている。</p>	<p>○運営基準に則り、プランの変更時にはサービス担当者会議を開催し、利用者。家族とサービス事業所とが集まりプランの検討をしている。</p> <p>○サービス担当者会議で見直し、変更された内容は記録して関係機関、関係者に配布して周知を図っている。</p> <p>○居宅介護サービス計画を緊急に変更する場合は、利用者や家族の意向を確認して関係事業所とサービス担当者会議を開催してサービス内容の変更をし、利用していた関係事業所には会議録の送付している。</p> <p>○居宅介護サービス計画の評価見直しは標準的な実施方法に添ってモニタリング、をして達成状況を確認している。利用事業所の照会等によりサービス提供時の状況を把握して課題を明確にしている。</p>
		(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a)	<p>■ 216 利用者の身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。</p> <p>■ 217 サービス実施計画にもとづくサービスが実施されていることを記録により確認することができる。</p> <p>■ 218 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</p> <p>■ 219 組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</p> <p>■ 220 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。</p> <p>■ 221 パソコンのネットワークシステムの利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。</p>	<p>○利用者に関する記録は統一された様式で記録している。</p> <p>○モニタリング用紙にて居宅介護支援計画にもとづくサービス実施状況を確認している。</p> <p>○居宅介護支援事業所会議での報告、回覧文書への捺筆、サイボーズでの情報が的確に届く仕組みになっている。</p> <p>○職場代表者会議、キャリア別研修会、カンファレンス等定期的に開催して情報共有を目的とした取組がなされている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	特記事項 (着眼点以外の取組等)
			② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a)	<p>■ 222 個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</p> <p>■ 223 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</p> <p>■ 224 記録管理の責任者が設置されている。</p> <p>■ 225 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</p> <p>■ 226 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</p> <p>■ 227 個人情報の取扱いについて、利用者や家族に説明している。</p>	<p>○法人の個人情報保護規定に利用者の記録の保管、保存、破棄、情報提供に関する規定を定めている。</p> <p>○記録管理は、統括責任者が施設長、取扱担当者が管理者となっている。</p> <p>○記録の管理について個人情報保護の観点から学習会の実施、外部研修への参加、専門誌から関係する情報を共有するなどしている。職員は、個人情報保護規定を理解して、遵守している。</p> <p>○個人情報の扱いについては契約時に説明をして、個人情報の取り扱いの了承を得ている。</p>